# 労働相談

## 「いじめ・嫌がらせ」に関する民事上の個別 労働紛争の相談件数が7年連続トップ

厚生労働省は6月26日、「平成30年 度個別労働紛争解決制度の施行状況」 を公表した。それによると、総合労働 相談件数は前年度比1.2%増の111万 7,983件となり、11年連続で100万件 を超えた。

そのうち、民事上の個別労働紛争相 談件数は同5.3%増の26万6,535件と 過去最高を記録した。相談内容では、 「いじめ・嫌がらせ」(8万2,797件) が7年連続で最多を占めた。

#### 相談件数は100万を超えて高止まり

個別労働紛争解決制度は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図る制度。全国380カ所に設置された総合労働相談コーナー(都道府県労働局、労働基準監督署等に設置)に寄せられた総合労働相談をもとに、本人の申出・申請により、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の枠組みで解決を図る仕組みとなっている。

平成30 (2018) 年度の総合労働相 談コーナーに寄せられた総合労働相談 件数は111万7,983件。内訳は、法制 度の問い合わせが70万3,928件、労働 基準法等の違反の疑いがあるものが 19万2,546件、民事上の個別労働紛争 相談件数が26万6,535件となった(注)。

このうち、民事上の個別労働紛争相 談件数の内訳を見ると、「いじめ・嫌 がらせ」が8万2,797件(対前年度比 14.9%増)、「自己都合退職」が4万 1,258件(同5.9%増)、「解雇」が3 万2,614件(同2.0%減)、「労働条件 の引き下げ」が2万7,082件(同4.8%増)、「退職勧奨」が2万1,125件(1.9%増)などとなっている。

相談内容別の件数推移を見ると(図)、平成24(2012)年度に「いじめ・嫌がらせ」が「解雇」を上回り、以降、7年連続でトップを維持。平成30年度は前年度比14.9%の大幅増となる。その背景について、厚労省は、「ハラスメント防止対策の報告書がまとまり、法制化の議論が進んだことが影響したのではないか」と見ている。

#### 「助言・指導」の申出件数も「い じめ・嫌がらせ」がトップ

民事上の個別労働紛争相談件数のうち、労働局長による「助言・指導」へ進んだ申出件数は、9,835件(対前年度比7.1%増)。内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が2,599件(同15.6%増)、「自己都合退職」が965件(同11.7%増)、「解雇」が936件(同5.5%減)、「労働条件の引き下げ」が825件(同6.5%増)、「雇止め」が595件(同18.3%減)などとなっている。

申出件数のうち、年度内に処理が完 了した処理終了件数は9.760件。内訳

は、「助言・指導の実施」が9,335件(処理終了件数に占める割合95.6%)、「取下げ」が306件(同3.1%)、「打切り」が95件(同1.0%)となった。

### 「あっせん」の申請件 数でも「いじめ・嫌が らせ」が最**多**

一方、「あっせん」に進 んだ申請件数は5,201件 (対前年度比3.6%増)。内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が1,808件(同18.2%増)、「解雇」が1,112件(同5.8%減)、「雇止め」が448件(同17.8%減)、「退職勧奨」が360件(同15.4%増)、「労働条件の引き下げ」が338件(同4.8%減)などとなる。

申請件数のうち、年度内に処理が完了した処理終了件数は5,086件。内訳は、「打切り」が2,870件(処理終了件数に占める割合56.4%)、「合意の成立」が1,937件(同38.1%)、「取り下げ」が264件(同5.2%)となった。

#### 個別労働紛争の未然防止と迅速 な解決に向けて

厚生労働省では、今回の施行状況を 受けて、総合労働相談コーナーに寄せ られる労働相談への適切な対応に努め るとともに、助言・指導及びあっせん の運用を的確に行うなど、引き続き、 個別労働紛争の未然防止と迅速な解決 に向けて取り組んでいく、としている。

[注] 相談内容が重複している場合は、複数計上されて いる。

(調査部)

図 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件 数推移(10年間)

